

平成23年11月1日

国民健康保険中央会 御中

社 会 保 障 審 議 会
短時間労働者への社会保険
適用等に関する特別部会

短時間労働者への社会保険適用等に関するヒアリングのお願いについて

貴会におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

現在、当特別部会におきましては、政府において本年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれました短時間労働者への社会保険の適用拡大について、検討を行っております。

当特別部会では、これまで、適用拡大の必要性和意義について議論をしてまいりました。その上で、具体的な適用範囲を検討するに当たっては、対象となるパート労働者の就業実態や、企業経営の実態、適用拡大がこれらに与える影響について、特に影響の大きい業種を中心に、把握するよう努める必要があると考えており、関係団体からのヒアリングを行ってまいりました。これとあわせて、健康保険の適用拡大の検討に当たっては、地域保険の実情についても、ヒアリングを行う必要があるものと考えております。

つきましては、11月9日に開催されます当特別部会（第7回）にお越しいただき、貴会の現状などについてご報告をいただくとともに、適用拡大に関するご意見をお聞かせいただきたく、お願い申し上げます。また、お引き受けいただける場合には、事前に別紙の質問項目への回答を文書にて作成いただき、事務局あてご提出いただきたく、お願い申し上げます。

質問 パート労働者への社会保険適用のあり方について

- ① パート労働者（短時間労働者）に対する社会保険の適用拡大の必要性についてどう考えるか。
- ② 被用者には、被用者にふさわしい年金・医療保険を確保すべきとの考え方について、どう考えるか。特に、本来被用者保険に加入すべき被用者でありながら、地域保険に加入し、事業主が費用（保険料）の半額を負担する被用者保険の適用を受けられないパート労働者の医療保障のあり方をどう考えるか。
- ③ 適用拡大する場合の新たな適用基準のあり方についてどう考えるか。企業の事務負担の軽減及び行政による適切な適用の観点からは、適用基準をできる限り簡潔なものにすることが適当との指摘をどう考えるか。
- ④ 社会保険の適用拡大に併せて第3号被保険者・被扶養配偶者の認定基準（年収130万円）の見直しを行うことについてどう考えるか。

以上